

9月8日に開催した生活援助サービス事業説明会の質疑応答

【生活援助サービスの基準】

1 管理者の兼務について

- A 介護事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 衛生管理等

- A 労働安全衛生法に基づいて、常時使用者に対する健康診断が必要になります。別紙を参照してください。

3 損害賠償について

- A 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。

【制度上の要件】

1 事業対象者は法人格が必要か

- A 訪問介護事業の開業・立ち上げには法人格を取得している必要がありますが、「新しい総合事業」では、高齢者の多様なニーズに対応するため、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様な主体による多様なサービス提供を推進しており、法人格の有無や営利、非営利は問いません。（暴力団等の団体は除きます）
（法人格の種類は株式会社、合同会社、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などがあります。）

2 従事者は高齢者限定か

- A 限定ではありません。誰でも町が指定する研修を履修すれば従事できます。
ただし、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる場をもち、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防にもつなげる取組としての役割もありますので、積極的な高齢者の参加をお願いします。